

食安輸発第0515002号
平成21年5月15日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

モニタリング検査の実施について
(落花生及びナッツ類加工品)

平成21年度輸入食品等モニタリング計画については、平成21年3月30日付け食安輸発第0330008号に基づき実施しているところです。

今般、米国において、サルモネラ属菌に汚染されたピーナッツ製品及びピスタチオナッツ製品に係る自主回収が行われていることから、下記のとおりモニタリング検査を実施することとしましたので、対応方よろしく申し上げます。

記

1. 検査対象

全輸出国の落花生及びナッツ類（くり、くるみ、アーモンド、カシューナッツ、ピスタチオナッツ、マカダミアナッツ、ヘーゼルナッツ、ペカンナッツ及びその他のナッツ類）加工品（加熱せずにそのまま食するものに限る。）

2. 検体採取方法

平成21年3月30日付け食安輸発第0330008号 別表第2の検査項目「微生物」の欄によること。

3. 検査項目

サルモネラ属菌

4. 検査方法

厚生労働省監修「食品衛生検査指針 微生物編」Ⅱ.第2章4「サルモネラ」(1)に記載された方法によること。

5. 検査検体数

299件

6. その他

検査の結果、サルモネラ属菌陽性となった場合にあっては、食品衛生法第6条違反として措置すること。